

# 平成24年度 岐阜県立東濃特別支援学校高等部入学者募集要項

## 1 募集する学科、学年及び入学定員

部	学 科	学 年	入 学 定 員
高等部	普通科	第1学年	おって、県教育委員会において決定する。

## 2 出願者の資格

出願者は、次の(1)及び(2)に該当する者であること。

(1) 知的障がい者(学校教育法施行令第22条の3)

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 中学校又は中等教育学校前期課程(以下中学校という)、特別支援学校の中学部を卒業した者

イ 平成24年3月に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

## 3 出 願

(1) 入学願書等の提出

ア 出願者は、所定の入学願書(様式1)に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm・横3cm)を所定の欄に貼付し、その他本校の校長が定める書類(入学出願者調査票:様式2)を添えて在学(出身)学校の校長に提出する。  
なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学(出身)学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に本校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により調査書A(別記第3号様式)又は、調査書B(別記第4号様式)を選択して使用するものとする。

ただし、平成17年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

(2) 出願の期間

平成24年2月1日(水) から 平成24年2月3日(金) まで  
※受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、平成24年2月6日(月)の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校を変更しようとする者は、在学(出身)学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学(出身)学校の校長は、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を本校の校長に求めること。

(ウ) 在学(出身)学校の校長は、本校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

#### 4 検査等の実施

##### (1) 検査等の内容

ア 運動能力検査      イ 学力検査(国語及び数学)      ウ 面接

(2) 期 日    平成24年2月9日(木)

(3) 場 所    岐阜県立東濃特別支援学校 土岐市泉町河合根ノ上1127-10

##### (4) 日 程

8:50 ~ 9:20	受付・更衣	
9:25 ~ 9:35	点呼・諸注意・連絡	
9:35 ~ 9:50	検査場への移動	
	検査 I	検査 II
9:50 ~ 10:40	運動能力 A 又は B	運動能力 B
11:00 ~ 11:20	学力(国語)	面接(本人・保護者)
11:30 ~ 11:50	学力(数学)	※面接終了後、随時解散
11:50 ~ 12:50	昼食・休憩	
13:00 ~	面接(本人・保護者) ※面接終了後、随時解散	

※運動能力 A は、基本的な運動能力や集団行動についての内容、運動能力 B は、身体の動きや環境の把握等についての内容とする。

※検査 II は、長時間の姿勢保持が困難な生徒、日常的な医療的ケアを必要とする生徒等を対象とする。

※検査 I、検査 II のどちらで受検するかについては、教育相談等を経て決定する。  
また、受検者の障がいの程度等に応じて、検査内容及び方法等について配慮する。

##### (5) 持ち物

受検票、上靴、筆記用具等(鉛筆、消しゴム)、運動服、体育館用シューズ、  
昼食(検査 I 受検者のみ)

##### (6) その他

受検者は保護者同伴で来校すること。付添の保護者は、検査開始から終了まで控室で待機し、受検者の体調、トイレ等について本校職員と打ち合わせ、必要な介助を行うこと。

#### 5 入学者の選考方法

入学者選考委員会を設置し、提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

#### 6 合格者の発表

平成24年2月16日(木)午前9時、本校で合格者の受検番号を掲示し発表するとともに、在学(出身)学校長に可否の結果を通知する。(電話等による問い合わせには応じない)

合格者の発表の後、入学者説明会(9:30~12:30)を実施するので、受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

#### 7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が本校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を本校校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

## 8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、平成24年3月28日(水)までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、本校校長が定める。

## 9 出願に関する事項の連絡先

岐阜県立東濃特別支援学校 高等部 部主事：三宅則英、部教務：三好孝昇

〒509-5101 岐阜県土岐市泉町河合根ノ上1127-10

TEL：0572(55)4821 FAX：0572(55)4829

※問い合わせ、連絡は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

## 10 交通機関等

・JR中央線 土岐市駅下車

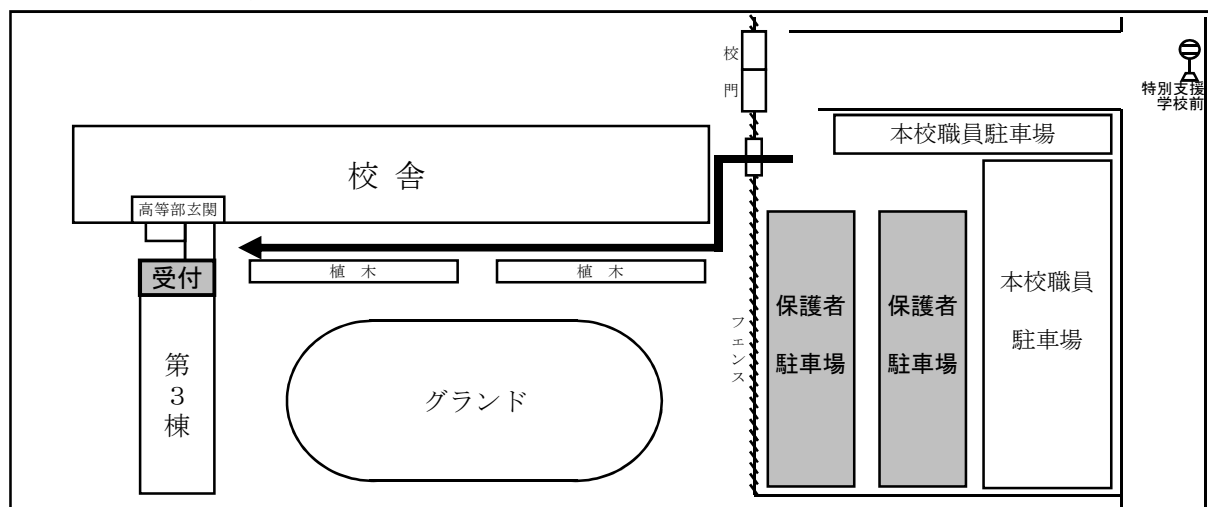
・東鉄バス[土岐市駅 東濃フロンティア高校行き]特別支援学校前 下車

発車時刻【 8:16、8:40 】

<帰り>東鉄バス[特別支援学校前 土岐市駅行き]

発車時刻【 15:21、15:46、16:31 】(平成23年 9月30日現在)

## 11 受付及び駐車場案内図



※当日は、本校職員が駐車場の誘導を行う。

## 12 その他

入学願書(様式1)、入学出願者調査票(様式2)、岐阜県立特別支援学校出願承認願(別記第1号様式)は、本校より郵送するので、問い合わせること。

入学願書等の提出、合格通知書の受領の際には、身分証明書及び委任状を持参すること。

調査書A(別記第3号様式)、調査書B(別記第4号様式)については、中学校又は特別支援学校中学部で作成する書類なので、掲載を省略する。